

鐵労働組合聯合會長故岡與市君を推薦して見事、その當選の榮を捷ち得ることが出来た。

日本の全労働階級の福利を掲げ爛漫たる故國の春を捨て、萬里の異郷に使用する労働代表一行が門司に寄港するや、わが九州地方協議會は労働代表顧問故岡與市君の選出団体として加盟各団体と共に、血に燃ゆる団体旗を押し立て門司港内に出勤し高らかに労働歌を高唱して労働代表並に顧問の行を壯にするため、心からなる歡迎送に力を盡して、一行の勞を多とし、日本労働階級のための健闘を祈つて、われ等の感謝の詞を送つた。

西向大郎君今岡與市君の長逝

労働組合運動の最も困難なる九州の戦線で、多年健實なる労働組合主義の旗を守つて不斷の戦戦を続け、殊に、労働組合九州協議會結成以來、わが九州地方協議會の中心的存在となつて、常に陣頭の第一線に立つて、全九州の労働階級の福利擁護に日夜狂奔し、日本海員組合戸畑支部長の現職にあつた西向大郎君が、本年四月忽然として急逝したことは、獨りわが九州地方協議會の痛切な痛恨事である許りではなく、九州に於ける労働組合運動の進展に重大なる打撃を與へた一大恨事であつた。わが九州地方協議會は久保田委員長を葬儀委員長として、全國の同志諸君と共に哀悼の情を禁じ得ず、熱泪の中に同君の生前の偉業を讀へ、必ずや同君の遺志を繼ぎ、労働階級の徹底的解放の完成を同君の英靈の前に聖誓して奉送した。

わが九州協議會に同志長逝の受難が續いた。日本製鐵労働組合聯合會長今岡與市君はわが九州地方協議會の熱誠なる支持で第十七回國際労働會議の顧問として渡歐途上、香港、シンガポール間の船中で急性肺炎に急逝した。この報の故國に傳はるやわが九州地方協議會の同志一同は愕然として色を失つた。日本労働階級の福利擁護のため、露府に於ける國際労働總會の健闘を期してゐたのに、その途上に倒れた今岡與市君の胸中を推察し、痛惜、哀悼、同志一同の胸は煮へかへる様であつた。わが九州地方協議會は深甚の哀惜の意を表し、日本製鐵労働組合聯合會に依つて暫まれた故岡與市君の労働界に加盟団体の代表者を悉く参列せしめ、労働階級解放に捧げた同君の生前の努力に深謝の意を表し、久保田委員長を派して心からなる哀悼の弔詞を送つた。

日本労働組合會議 九州地方協議會 規約

第一條 本會議は日本労働組合會議と同一精神の地方的延長機關にして日本労働組合會議九州地方協議會と稱す。

第二條 本會議は左記條件に一致すると認めうる労働団体を以て構成する。

一、健實なる労働組合主義を以てその運動の主義方針となすもの。

二、會費納入者二百名以上の団体。但し委員會に於て之を認めるときは二百名以下の団体の加入を許すことあるべし。

第三條 本會議は加盟諸団体の利益を増進しつゝ、且つ一般的に労働者の經濟上及社會上の福祉を増進し以て無産階級の解放を期す。

第四條 本會議は第三條記載の目的を實現するため左記の事業を行ふ。

一、構成団体間に於ける融和と協力の緊密化

二、社會立法の制定及改善

三、國際労働問題に對する態度の決定

四、労働時間、最低賃金、団体協約、失業問題等基礎的労働條件の確立

五、産業別組織確立への協力

六、未組織労働者に對する組織運動機關

第五條 本會議に左の機關を置く。

一、大會

第六條 大會は代議員と委員を以て構成す。

大會代議員數の配當は委員會之を定む。

大會の議長は大會に於て選舉す。

大會は構成員數の二分の一以上出席するに非れば議事を決することを得ず。

大會の議事は出席員の過半数を以て決す。

可否同數なる時は議長之を決す。

第七條 委員會は大會決定事項、本規約の目的及事業の遂行に當るものにして、委員長は必要に應じて之を召集す。